

平成23年10月1日から

可燃ごみは 有料になります



志賀町では、平成23年10月1日から、可燃ごみは有料になります。これに伴い半期に一度各家庭に配布していた燃えるごみ処理券（無料シール）は、配布しません。

有料ごみ処理券（有料シール）を、町内小売店などで販売しますので、各家庭で有料シールを購入することになります。有料シールを購入することで、ごみの処理費用を一部、負担していただくこととなりますので、ご協力とご理解をお願いします。

可燃ごみ処理手数料

有料ごみ処理券（有料シール）・・・**1枚30円**

（45ℓ以下の透明または半透明の袋に1枚シールを貼リステーションへ出す。）

有料ごみ処理券（有料シール）取扱店

町内で有料シール取扱店を募集し、小売店などで有料シールの販売をします。有料シール取扱店の申し込みは、**8月1日から生活安全課で受付**をします。

現在お使いのシールについて

現在お使いのゴミ処理券は**平成24年9月30日**まで使用できます。

（平成24年10月1日からは、使用できません。）

チャレンジ防災〇×クイズ集

～全問正解して志賀町防災博士になろう～



みなさんは何問正解できますか？ ○か×で答えてみてください。

答えは 14 ページ下に出ています。正しい知識で、日頃から安全対策を心掛けましょう。

番号	種別	レベル	問 題	解答欄
①	地震	高	平成7年に起きた、阪神・淡路大震災では、ガソリンスタンドが大きな被害を受け、火災が発生した。	
②	地震	高	平成7年に起きた、阪神・淡路大震災では、崩れた建物から助けられた人のほとんどが、消防や警察、自衛隊などにより助けられた。	
③	地震	高	小学校は、災害時の避難場所になっている。	
④	地震	高	地震のあと、家が停電し、崩れる危険があるので避難する。このとき電気のブレーカーは切っておいたほうが良い。	
⑤	地震	高	地震などの大きな災害時には電話が通じなくなる。このとき、別の場所の人と連絡をとるための「災害用伝言ダイヤル」の番号は 117 である。	
⑥	地震	高	地震の揺れの大きさを表すのは「マグニチュード」である。	
⑦	風水害	普通	川で遊んでいると、少し雨が降ってきた。小雨ならまだ大丈夫である。	
⑧	風水害	普通	大雨や台風は地震と同じく、事前に災害を予測することはできない。	
⑨	風水害	普通	大雨が降って危険なので、丈夫な地下街に避難する。	
⑩	風水害	普通	遊んでいる川の付近は雨が降っていないが、山が黒い雲に覆われているので、川遊びをやめた。	

10問 全問正解 志賀町防災博士に任命する。 5問以上正解 防災委員長に任命する。
4問以下 自分の身を守るため、もっとがんばりましょう

津波一時避難ビルを指定しました

東日本大震災では津波により多くの人々が犠牲になりました。そこで志賀町では町内に津波の到達が予想される場合、逃げ遅れなどを解消するため、公共施設に加え、下表の「民間ビル所有者」にご協力を頂き、津波時における一時避難ビルとして建物を使用する事に関する協定を締結いたしました。

一時避難ビル名	避難場所	避難経路	収容人員	避難想定地域
志賀農協本店	建物屋上	建物内階段	397人	堀松地区
〃 富来支店	建物屋上	建物内階段	253人	富来地区
石川サンケン(株)志賀工場 A棟	建物屋上	建物内階段	2,010人	堀松地区
〃 B棟	建物屋上	建物外階段	2,250人	堀松地区
北陸電力(株)原子力本部	建物屋上	建物内階段	495人	高浜地区
〃 高浜寮	建物屋上	建物内階段	178人	高浜地区
〃 新高浜寮	建物屋上	建物外階段	450人	高浜地区



※いずれの建物も地上から 10 m以上の高さがありますが、津波一時避難ビルは、あくまで避難の時間が無い時など、緊急時の一時避難場所であるため、時間のある限り、出来るだけ高い場所・遠い所へ避難しましょう。

【お問い合わせ先】 生活安全課 ☎ 32-9321

児童扶養手当

ひとり親家庭等医療費受給資格

＝ 現況届を提出して下さい ＝

母子・父子家庭などの人に支給されている「児童扶養手当」および「ひとり親家庭等医療費助成制度」の受給資格のある人は、年1回の現況届が必要です。

この現況届は、今年の8月分から手当を受けることができるかを調査する大切な届です。

期間中に手続きをしなかった場合は、支払期日に手当が受けられなくなります。

現在資格のある人には、7月末に案内を送付していますので、必要書類を添付の上、下記まで提出してください。

提出期間 8月1日(月)～8月31日(水)

お問い合わせ・提出先：子育て支援課 ☎ 32-9122

羽咋海岸での自然観察会

「発見 羽咋海岸の宝もの探し」参加者募集

◆日時 8月20日(土) 8:30～13:00

◆場所 羽咋海岸(羽咋市柴垣～志賀町甘田)
羽咋市上甘田公民館集合

◆内容 海岸の生きもの観察
ビーチコーミング(漂着物拾い)

◆対象 親子(小学生)
(小学校4年生以上は子どもだけでの参加も可)

◆定員 60人

◆参加費 500円/人(保険代、軽食代)

◆申込み締切 8月12日(金)必着

◆お問い合わせ・申し込み

志賀町生涯学習課：☎ 32-9350 FAX 32-3933

羽咋市文化財室：☎ 22-5998 FAX 22-4468

人権啓発フェスティバル石川 2011

みんなで築こう 人権の世紀

— 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 —

人権を正しく理解し、一人ひとりの人権意識を高めるために、楽しい雰囲気の中で人権問題に触れてみませんか？

人権啓発
講演

13:30～15:00

テーマ

『明るく、楽しく、そして あきらめない生き方』

講師 ピアニスト 辻井伸行の母 辻井いつ子

入場無料

日時：8月21日(日) 正午～16:00

場所：七尾サンライフプラザ(七尾市本府中町ヲ部 38番地)

主催：石川県、金沢地方法務局ほか

ほか ハートフルコンサート、展示コーナー、無料相談コーナー(人権擁護委員、民生委員、弁護士)など

岡住民課 32-9121

- ① × 阪神・淡路大震災にはガソリンスタンドの倒壊はほとんどありませんでした。また、危険物を貯蔵しているため、燃え広がりにくい構造となっています。
- ② × 7割以上の方が近隣住民により助けられました。日頃からの地域とのつながりが重要です。
- ③ ○ 小学校が市町村が指定する避難所となっている場合、さまざまな備えがあります。
- ④ ○ 停電が復旧した場合に、損傷した電気器具から火災が発生する場合があります。
- ⑤ × 正解は171です。117は時刻を聞く番号です。毎月1日の体験可能日に一度練習してみましょう。
- ⑥ × 「震度」です。「マグニチュード」は地震のエネルギーの大きさを表す単位です。
- ⑦ × 川の増水は急激に起こります。少しでも雨が降ってきたらすぐ川から上がり、河川敷から離れましょう。
- ⑧ × テレビやラジオの天気予報などで、ある程度は予測が可能です。悪天候が予想される場合は事前により情報収集し、安全に過ごしましょう。
- ⑨ × 地下街は雨水が流れ込むことがあるため危険です。
- ⑩ ○ 川の上流で大雨が降ると、下流で急激に増水する時があります。自分がいる場所で雨が降っていても、天候などには十分注意しましょう。

家屋の新增築・取壊しの届出について

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に建っている建物に課税されます。

税務課では、町内の新增築家屋や取り壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のようなときは、税務課固定資産税担当まで届け出をお願いします。

●新築・増築をしたとき

税務課職員がお伺いして、家屋評価をさせていただきます。この評価は、固定資産税の基礎となる評価額を算出するために行うものです。

評価は、完成後順次行う予定ですが、入居前に評価を希望する人は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談の上、お伺いします。

●取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある人は、「家屋滅失届」を提出してください。

取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、届け出がないと課税されてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。

なお、本届出は登記とは関係ありませんので、登記されている家屋の場合は、別途ご自分で滅失登記をしてください。

●未登記家屋の所有者を変更したとき

登記されていない家屋の所有者を変更したときは、「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

この手続きをしないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずに届け出をしてください。

なお、本届出は登記とは関係ありません。

☎税務課 固定資産税担当 ☎32-9141 FAX32-0288

耐震診断を受けてみませんか

地震から生命・財産を守るには住宅の耐震化が効果的です。

志賀町では昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に**耐震診断、耐震設計、耐震改修工事**それぞれに助成を行っています。

対象事業項目	補助率および補助金の額
耐震診断	補助対象経費の3/4 上限 120,000円
耐震設計	補助対象経費の2/3 上限 100,000円
耐震改修工事	補助対象経費の2/3 上限 700,000円 なお、補助金の交付にあたっては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて、交付します。

耐震診断を受け、ご自宅の耐震強度を知ることが大切です。

詳細につきましては、志賀町ホームページまたは志賀町役場建設課にお問い合わせください。

なお、町内の工務店でも相談に応じています。

☎建設課 ☎32-9211

石川県暴力団排除条例

～8月1日施行～

違反者は罰則や勧告・公表の対象となります。

<基本理念>・暴力団を恐れない・暴力団に資金を提供しない・暴力団を利用しない

○利益の供与の禁止（暴力団員などに対して、用心棒料やみかじめ料などを支払うことの禁止）

○不動産の譲渡などの禁止（暴力団事務所に使用されることを知って不動産の譲渡などの契約や仲介の禁止）

○暴力団事務所の開設などの禁止（学校などの周囲200メートルの範囲で暴力団事務所を開設・運営することの禁止）

☎羽咋警察署 ☎0767-22-1122